

保護者のみなさまへ

就学援助制度についてのお知らせ

鶴岡市では、経済的な理由などでお子さんが小・中学校で勉強する時にお困りの方のために、学用品費や給食費など就学費用の一部を援助する制度を設けています。

☆ 援助の内容 (主なもの) ※支給単価は年度で変わることがあります

◎新入学児童生徒学用品費 (小学校 57,060 円 中学校 63,000 円)

→→→入学前支給

鶴岡市の小中学校に入学予定の方が令和7年1月20日(月)まで学校に申請書を提出し、教育委員会の審査により2月1日認定となった方に対し、入学前の2月末に支給します。

→→→入学後支給

1月申請をしない方が4月末まで申請して、4月1日認定となった方は7月末に支給。

※それ以降の申請は翌月認定となるため支給対象外です。

◎学用品費等 (小学校月/1千円程度、中学校月/2千円程度) 年3回に分けて支給

◎オンライン学習通信費 (小学校・中学校月/1千円程度) 年3回に分けて支給

◎卒業アルバム代 (小学校 11,000 円、中学校 8,800 円)

◎修学旅行費 (全体費用として認められる部分について実費支給)

◎中学生クラブ活動費 (教育委員会に登録した団体で土日に活動する生徒、年/3,800 円)

☆ 援助を受けることができる方…鶴岡市内の小中学校に就学するお子さんの保護者の方が対象です。

① 生活保護を受けている方 (修学旅行費と医療費のみ該当)

福祉事務所から教育委員会への通知によって就学援助を開始しますので、申請書の提出は不要です。

② ①に準ずる程度に生活が困窮していると教育委員会が認める方。(申請が必要です。)

・・・次のいずれかに該当し、収入状況等の審査によって認定された方

- | | |
|--------------------------|------------------------------------|
| (1) 生活保護が停止又は廃止された。 | (8) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は日雇労働者 |
| (2) 市民税が非課税又は減免されている。 | (9) 世帯全員の収入が非常に少ないため、学用品費や給食費等に |
| (3) 個人事業税・固定資産税が減免されている。 | 不自由している。 |
| (4) 国民年金保険料が免除されている。 | (10) 保護者の死亡・失業・倒産・自己破産・別居等により大幅に収入 |
| (5) 国民健康保険税が減免されている。 | が減り、学用品費や給食費等に不自由している。 |
| (6) 児童扶養手当が全額支給されている。 | (11) 家族の長期療養又は不慮の災害・事故等で多額の出費を要し、 |
| (7) 生活福祉資金を借りている。 | 学用品費や給食費等に不自由している。 |

※世帯全員の所得等の状況により、上記にかかわらず援助の対象とならない場合もあります。

☆ 認定基準となる所得のめやす

◎ひとり親家庭に限定した援助ではありません。

◎家族全員の収入について審査します。

人数	家族構成の例	※年所得(収入)額
2人	父または母(36才)・子(6才)	171万円程度まで
3人	父または母(36才)・子(6才)・子(4才)	215万円程度まで
3人	父または母(38才)・子(14才)・子(7才)	260万円程度まで
4人	父または母(38才)・子(10才)・子(6才)・子(2才)	258万円程度まで
4人	父(42才)・母(38才)・子(10才)・子(6才)	290万円程度まで
5人	父(42才)・母(36才)・子(12才)・子(10才)・子(6才)	356万円程度まで
6人	祖父(63才)・祖母(58才)・母(32才)・子(6才)・子(4才)・子(2才)	348万円程度まで
6人	祖父(75才)・祖母(72才)・母(45才)・子(15才)・子(10才)・子(8才)	404万円程度まで

※年所得(収入)額……給与収入の場合は「給与所得控除後の金額」で計算し、年金、失業給付等の場合は「収入額」で計算します。その金額から「社会保険料・生命保険料・地震保険料、ひとり親控除等の市県民税控除額」を差し引いた金額になります。

家族の年齢、家族構成、世帯員数、子の扶養者数、居住状況(持家・アパート等)により増減があります。
あくまでも「めやす」として提示しております。ご参照のうえ申請ください。

☆ 申請の手続き

※すでに就学援助を受けている児童生徒は、毎年、申請書を提出する必要はありません。

ただし、再婚や祖父母との同居等、家族構成の変更があった場合は再申請が必要になります。

- ① 各学校に申請書類がありますので、お子さまが通学する学校で申請書類を記載し提出ください。
(兄弟姉妹がいる場合は、児童生徒1人ずつ申請が必要です。)

後日、民生児童委員から生活環境や状況の聞き取りが必要となる場合もありますので、ご協力をよろしくお願いします。

- ② 申請時に住民基本台帳・課税台帳等の閲覧使用承諾をいただいた上で、世帯員の収入状況を確認して認定します。

※世帯を別にしていても、同じ家に居住している方は世帯員の中に含まれます。

また、生計を維持する方が単身赴任等で他の場所に住んでいる場合はその方も含まれます。

- ③ 上記の閲覧使用承諾により所得証明書等の添付は原則不要となりますが、障害年金・失業手当・遺族年金・恩給等の公の給付がある方については、その給付額がわかる書類の提出が必要になります。

※状況により、別途書類の提出をお願いする場合があります。

※認定後、継続確認のため、毎年6月に所得等調査を行います。調査の結果、認定基準に該当しないと認められた場合、認定は取消となります。

※新築・改築などの場合には認定の対象とならなくなりますので、学校を通して辞退届のご提出をお願いいたします。(状況によっては継続して認められる場合があります)

- ④ 申請期限：家庭状況の変化等により、年間を通していつでも申請を受け付けます。

※審査の結果「認定」となった場合は、申請月の翌月から援助を開始します。

※ただし、「新入学児童生徒学用品費」の支給は新入学前後と時期が決まっています。

・入学前支給 ⇒ 1月20日(月)まで学校へ申請 ⇒ 2/1認定 ⇒ 2月末支給

・入学後支給 ⇒ 4月25日(金)まで学校へ申請 ⇒ 4/1認定 ⇒ 7月末支給

(それ以降の申請については、新入学児童生徒学用品費の支給対象になりません。)

☆ 支給方法等

- ・原則として保護者の方の指定口座(お子さん名義の口座は不可)へ振込みとします。

ただし、学校集金に未納が生じた場合には、学校口座への振込みとし、未納分に充当させていただきますので、同意の上で申請をしてください。

- ・入学後の支給時期については初回が7月の予定です。詳細は認定後にお知らせいたします。

☆ その他

- ・入学準備等で一時的に支援が必要な場合は、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯に対する貸付制度(鶴岡市社会福祉協議会・各地域福祉センター)や、ひとり親世帯に対する貸付制度(子育て推進課)がありますので、各機関へご相談下さい。

- ・就学援助の対象になった方は、放課後児童クラブ(学童保育)利用料の減免を受けられる場合があります。詳しい要件や減免額等については、4月以降に各放課後児童クラブにご相談ください。



～ 詳しくは、こちらにご相談ください ～

◎鶴岡市教育委員会 学校教育課学事保健係 (楡引庁舎内) ☎57-4865

◎お子さんが通学している学校 …申請書提出先